「アジフライの聖地　松浦」のぼり旗貸与規程

（趣旨）

第１条　この規程は、「アジフライの聖地　松浦」のぼり旗の貸与について、必要な事項を定めるものとする。

(被貸与者と貸与品)

第２条　被貸与者は、松浦アジフライ憲章を遵守し、アジフライメニューを提供している事業者または、アジフライを製造、販売する事業者とし、別表１に定める者とする。**ただし、松浦市内に店舗を有する事業者が「アジフライの聖地　松浦」をPRする場合も対象とする。**

２　別表1に定めのない者が新規に貸与を受けようとする時は、別紙「アジフライの聖地 松浦」**のぼり旗貸与申請**書を提出しなければならない。ただし、「アジフライの聖地 松浦」連携店については、「アジフライの聖地 松浦」連携店同意書を以って「アジフライの聖地 松浦」**のぼり旗貸与申請**書に代えることができることとする。

３　貸与する品目、数量は別表２のとおりとし、貸与期間は最長1年間とする。ただし、引き続きＰＲに協力する場合、**第１項に定める事業者**に限り継続して貸与する。また、イベント等により多数必要な時は協議する。

４　被貸与者の故意または過失によらない、亡失、毀損があったときは、新たに貸与する。

（管理の義務）

第３条　のぼり旗の貸与を受けた者は、次の事項を守らなければならない。

⑴　善良な管理者の注意をもって大切に取り扱うこと。

⑵　原型を変更するような改造をしないこと。

⑶　貸与を受けた者は、第三者に貸与、販売または譲渡しないこと。

⑷　貸与されたのぼり旗を、目的以外のことに使用しないこと。

（協議事項）

第４条　この規定に定めのない事項に関して疑義が生じたときは、協議する。

　　附　則

(施行期日)

　１．この規程は、令和３年４月１日から施行する。

　　**２．この規程の一部を改訂し、令和３年６月１６日から施行する。**

**３. この規程の一部を改訂し、令和５年５月２５日から施行する。**